

報告第23号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	(20.0)
工業用水道事業会計	—	
貯木場事業特別会計	—	
渡海船事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	

備考 表中の「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

(以上の審査意見書 別冊) (省 略)